

產繭處理統制法案外二件委員會會議錄(速記) 第一回

付託議案 產繭處理統制法案(政府提出) 蠶絲業組合法中改正法律案(政府提出) 蠶絲業法中改正法律案(政府提出)

委員會成立

本委員ハ昭和十一年五月十一日(月曜日)議長ノ指名ヲ以テ左ノ通選定セラレタリ

- 百瀬 渡君 齋藤 直橋君
信太儀右衛門君 伊藤東一郎君
小野 寅吉君 湊 季松君
愛野時一郎君 朝倉 每人君
大門 恒作君 佐藤 與一君
生方 大吉君 宮澤 胤勇君
山村豐次郎君 井上 知治君
坪山 德彌君 森 幸太郎君
深澤豐太郎君 松川 昌藏君
鈴木辰三郎君 山田 又司君
宮本雄一郎君 出井 兵吉君
西川 貞一君 小山 亮君
守屋 榮夫君 山崎 劔二君
鈴木 正吾君

- 生方 大吉君 宮澤 胤勇君
山村豐次郎君 井上 知治君
坪山 德彌君 森 幸太郎君
深澤豐太郎君 宮本雄一郎君
出井 兵吉君 西川 貞一君
守屋 榮夫君

〔年長者小野寅吉君投票管理者ト爲ル〕

○小野投票管理者 是ヨリ開會致シマス、先例ニ依リマシテ私ガ年長ノ故ヲ以テ投票管理者トナリ、是ヨリ委員長及ビ理事ノ互選ヲ行ヒマス

○宮本委員 只今御説明ニナリマシタ委員長ノ選舉ハ、投票ニ依ラズ指名推薦ノ方法ニ依リマシテ、其指名權ヲ投票管理者ニ一任致シタイト考ヘマス、以上ノ動議ヲ提出致シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○小野投票管理者 宮本君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○小野投票管理者 御異議ガゴザイマセヌケレバ指名ヲ致シマス、委員長ニ百瀬渡君ヲ推薦致シマス(拍手)百瀬君ガ委員長ニ御

當選ニナリマシタ、ドウカ御著席ヲ願ヒマス

〔百瀬渡君委員長席ニ著ク〕

○百瀬委員長 簡單ニ就任ノ御挨拶ヲ申上

ゲマス、只今御推薦ニ依リマシテ委員長ノ席ヲ汚シマス、固ヨリ不馴デアリ、不行届デアリマスルガ、何卒諸君ノ御援助ヲ仰ギタイト存ジマス、引續キ理事ノ互選ヲ行ヒマス

○宮本委員 理事ノ選舉ニ付キマシテハ其數ヲ五名ト致シマシテ、是亦投票ニ依ラズ指名推薦ノ法ニ依リマシテ、其指名權ヲ委員長ニ一任シタイト思ヒマス、以上ノ動議ヲ提出致シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○百瀬委員長 御異議アリマセヌカ

○百瀬委員長 御異議ナシト認メマス、然ラバ委員長ニ於テ理事五名ヲ指命致シマス、理事ニ

- 齋藤 直橋君 信太儀右衛門君
小野 寅吉君 松川 昌藏君
宮本雄一郎君

〔拍手起ル〕

○百瀬委員長 引續キ會議ヲ開キマスガ、其前ニ一寸速記ヲ止メテ……

〔速記中止〕

會議

昭和十一年五月十二日(火曜日)午前九時三十分開議

出席委員左ノ如シ

- 委員長 百瀬 渡君
理事齋藤 直橋君 理事信太儀右衛門君
理事小野 寅吉君 理事宮本雄一郎君
朝倉 每人君 佐藤 與一君
生方 大吉君 宮澤 胤勇君
山村豐次郎君 井上 知治君
坪山 德彌君 森 幸太郎君
深澤豐太郎君 出井 兵吉君
西川 貞一君 守屋 榮夫君
出席國務大臣左ノ如シ
農林大臣 島田 俊雄君

出席政府委員左ノ如シ 農林省蠶絲局長 井野 碩哉君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

産繭處理統制法案(政府提出)

蠶絲業組合法中改正法律案(政府提出)

蠶絲業法中改正法律案(政府提出)

○百瀬委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、本案ニ對スル大臣ノ御説明ガアル筈デアリマス

○島田國務大臣 産繭處理統制法案外二件

ノ本委員會ニ於テ御審査ヲ願ヒマスル三案ニ付キマシテハ、概略本會議ニ於テ御説明ヲ申上ゲテ次第デアリマスガ、是ハ御承知ノ如ク前々議會以來ノ懸案デアリマシテ、案ノ趣旨内容等ニ付キマシテハ、大體各員ニ於カセラレマシテモ御承知ノコト、存ジテ居リマスガ、一應此場合簡單ニ其趣旨ヲ申上ゲテ置キタイト思ヒマス

第一産繭處理統制法案ハ、蠶絲業ノ根幹タル産繭處理ニ關スル組織及ビ方法ヲ改善致シ、繭ノ處理ヲ合理化シ、且ツ公正圓滑ナラシメ、以テ養蠶及ビ製絲業經營ノ改善向上ヲ圖リ、延イテ蠶絲價ノ安定ニ資セントスルコトヲ目的トシタモノデアリマシテ、案ノ内容ハ大體四ツノ事項ヲ含シテ居ルノデアリマス、其一ツハ合理的産繭處理方法ヲ明ニ定メタコトデアリマス、即チ從來一週間カ十日ノ、極メテ短イ時間ノ間ニ好ムト好マザルトニ拘ラズ、必ズ處分シナ

ケレバナラナイヤウナ事情ニ置カレマシタ所ノ生繭ノ成行取引ヲ、出來ルダケ乾繭取引、特約取引、組合製絲等ノ合理的處理ノ形態ニ導キマシテ、養蠶家ノ繭ノ處理ヲ確保スルト共ニ、製絲業經營ヲ堅實且ツ合理的ナラシメントスル、政府ノ指導精神ヲ明ニシタコトデアリマス

第二點ハ繭ノ檢定取引ヲ強制スルト云フコトデアリマシテ、即チ繭ノ取引ヲ公正圓滑ナラシムル爲ニ、第三者檢定ノ制度ヲ設ケマシテ、繭ノ檢定取引ヲ強制セントスル點ニアルノデアリマス

第三ハ繭ノ特約取引ノ爲ニ認可制度ヲ設ケタコトデアリマシテ、即チ從來蠶絲業法第十九條ノ規定ニ基ク府縣令等ニ依リマシテ、寧ろ弊害ガアル取引トシテ取締ノ對象トナッテ居リマシタ所ノ此特約取引ヲ、法律ノ上ニ於テ産繭處理ノ一ツノ合理的處理形態トシテ認メマスルト同時ニ、是ガ圓滿ナル發達ヲ圖リマスル爲ニ、其契約ニ付テ認可主義ヲ採用シ、取扱ノ方針ヲ一定セントシタ點デアリマス

第四點ハ産繭處理自治統制ノ補強命令ニ關スル規定デアリマス、即チ産繭處理ニ關スル蠶絲業團體ノ自治的統制ヲ故ナク棄シ、又ハ棄サントスルガ如キ組織員ガアリ

マシタ場合ニ、行政官廳ガ其組織員ニ對シマシテ法制ニ從フコトヲ命ジ、以テ其自治的統制ヲ行政ノ作用ニ依ッテ補強スルノ途ヲ設ケテ次第デアリマス

本案ハ以上四ツノ事項ヲ内容トシテ居ルノデアリマスガ、何分其趣旨ガ一般ニ十分徹底ヲ致シテ居リマセナンダガ爲ニ、前々議會當時ニ於テハ之ニ對シテ相當ノ反對意見ガアリマシタ、殊ニ第一條ハ法文上兎角生繭取引ヲ禁止スルガ如キ懸念ノアルト云フコトヲ申サレマシテ、又ハ何カ統制規定ノ如クニ解セラル、ト云フヤウナ非難モアリマシタ、尙ホ第五條ニ付キマシテモ、産繭處理ニ關スル行政官廳ノ統制命令ガ無制限ニ發動シ、且ツ養蠶業組合ニ強制加入セラル、個人ニモ適用ガアリ、乾繭取引等ノ間接強制トナルガ如キ心配セラレタヤウナコトガアリマシテ、是等ノ點ヲ避ケマスルガ爲ニ、前々議會ニ於ケル御審議ノ經過、或ハ其後ニ於ケル各方面ノ要望等ヲモ斟酌致シマシテ、即チ本案ヲ成シタ譯デアリマス、今回ノ案ニ於キマシテハ其意味ヲ參酌致シマシテ、第一條及第五條ニ修正ヲ加ヘ、第一條ハ政府ノ指導精神ヲ明ニシタ規定デアッテ、決シテ強制ノ趣意デナイト云フコトヲ明瞭ニ致シマシタ、又第五條ニ於

キマシテハ、統制命令發動ノ場合及ビ其限界ヲ特ニ規定シタ次第デアリマス

他ノ二ツノ法律案ハ前回ト全ク同一ノモノデアリマス、即チ蠶絲業組合法ノ改正ノ要點ト致シマシテハ、養蠶組合ノ構成ヲ改善致シマシテ、養蠶實行組合員外ノ養蠶者モ養蠶業組合ニ加入セシメルコトト致シ、又養蠶實行組合ノ設立、解散ヲ行政官廳ノ認可制度ト致シタノデアリマス

而シテ蠶絲業法改正ノ方ハ、今回新ニ蠶絲業者ノ共同施設組合法制度ヲ設ケントスルノデアリマシテ、從來製絲業法ノ中ニ生絲共同施設組合法ト云フ制度ガアリマスガ、ソレヲ今回蠶絲業法ノ中ニ其條文ヲ移シマシテ、而モ獨リ製絲業者ノ共同施設組合ノミナラズ、他ノ蠶絲業關係ノ各種ノ業態ノ者モ、共同施設組合ヲ作ルコトガ出來ルヤウニ致シタト云フノガ改正ノ點デアリマス、而シテ此二法律案ハ何レモ産繭處理統制法案ト密接ナル關係ヲ有スルモノデアリマス故ニ、三案一括シテ提案ヲ致シタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上速ニ御可決ヲ賜ハルヤウニ御願ヲ致シマス

○齋藤委員 先程委員長ノ御話モアリマシタ通り、議事ノ進行ニ關シテ理事會ヲ開キタイト思ヒマスカラ、暫時休憩ヲ願ヒタイ

ト思ヒマス

○百瀬委員長 齋藤君ヨリ理事會ヲ開イテ
議事ノ進行ニ付テ諮リタイト思フト云フ御
提議ガアリマス、ソレガ爲メ暫時休憩スル
ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○百瀬委員長 然ラバ暫時休憩致シマス

午前九時四十一分休憩

午前九時五十分開議

○百瀬委員長 是ヨリ再開致シマス、念ノ
爲ニ申上ゲマス、政府ヨリ御手許ニ配付ニ
ナツテ居リマスル參考資料以外ニ、資料ノ御
要求ガアリマスルヤウデアリマスルナラ
バ、隨時委員長マデ要求ノ御申出ヲ願ヒタ
イト思ヒマス

○齋藤委員 私ノ方ハ委員デ能ク相談致シ
マシテ、後デ申上ゲマス

○百瀬委員長 御諮リ致シマス、質問通告
ノ御申出モマダアリマセズ、本日ハ是ニテ
散會ヲ致シマシテ、明日午前九時ヨリ開會
シテ質問ニ入ルコトト致シ、質問ノ方ハ御
通告ヲ願ヒタイト存ジマス

○生方委員 如何デスカ、午前九時ナドト
言ハナイデ、七時位カラ始メタラ……其方
ガ捗ッテ宜イ

〔贊成者ナシ〕「九時ニ異議ナシ」ト呼
フ者アリ

○百瀬委員長 御異議ガナケレバ明日午前
九時ヨリ開會スルコトトシ、本日ハ是ニテ
散會致シマス

午前十時二分散會

昭和十一年五月十二日印刷

衆議院事務局

印刷者 常磐印刷株式會社